

和寒町の 財政事情

令和3年度決算に基づき、財政健全化判断比率の算定結果をお知らせします。

この各比率の算定値が基準を超えると、財政の健全化を図るために計画を立て、国や道の監督指導を受けることになり、行政サービスを縮小しなければならぬ状況になります。

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率は、算定数値を表すことができないために「-」（横棒）で表示しています。
これは、それだけ和寒町の財政が健全であることの証しです。

和寒町の財政は・・・

早期健全化基準内を維持しています！



財政健全化判断比率

指 標	早期健全化基準	財政再生基準	和寒町の算定値
	この数値を超えると 要注意	この数値を超えると 危険！	
①実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	15%	20%	- (実質赤字なし)
②連結実質赤字比率 全会計（一般会計+公営事業会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合	20%	30%	- (実質赤字なし)
③実質公債費比率 一般会計等が負担する公債費（借金）の標準財政規模に対する割合（3か年平均）	25%	35%	4.5%
④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質債務の標準財政規模に対する割合	350%	-	- (負担すべき債務なし)

公営企業における資金不足比率

指 標	早期健全化基準	和寒町の算定値
	この数値を超えると 要注意	
①資金不足比率 公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する割合	20%	- (資金不足なし)
簡易水道事業特別会計		
公共下水道事業特別会計		